

## 訪問介護事業所への支援を求める意見書

厚生労働省が決定した2024年度の介護報酬改定により、訪問介護事業所の来年度以降の経営はさらに厳しくなると事業者より声が上がり、支援が望まれている。2024年度の介護報酬は介護サービス全体で1.59%のプラス改定、うち0.98%は介護職員の賃上げだが、訪問介護サービスの基本報酬は2%以上の引下げとなった。基本報酬の引下げとなった背景として、介護事業経営実態調査にて訪問介護は全国的に他の介護サービスより経営が安定しているという結果が出たことがある。しかし、地方の訪問介護の現実、市街地から遠方で暮らす被介護者の介護サービスの提供もあり、効率的な経営は難しく経営実態は調査結果とかけ離れている。既に、一般社団法人全国介護事業者連盟高知県支部によると人員不足と従事者の高齢化、物価高騰などにより、閉鎖や倒産する事業所が増加傾向にあるという。

そのため、今回の引下げにより、訪問介護サービスが受けられない地域が広がりかねず、国民誰もが住み慣れた地域で、健やかで心豊かに安心して暮らし続けることのできる地域包括ケアシステムの実現を目指していく国の方針に乖離するものと懸念する。そういうことにならないためにも、地方における訪問介護事業者の経営安定は地域社会に必要不可欠だと考える。

よって、国におかれては、訪問介護事業所による安定した介護サービスの維持、確保を図るため、次の事項について、特段の措置を講ずるよう要望する。

- 1 この度の訪問介護基本報酬引下げの地方における影響を慎重に見極め、必要に応じて事業継続への支援を行うこと。
- 2 都市部と地方部での経営実態の違いを踏まえて、介護事業経営調査の見直しを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 弘 田 兼 一

財 務 大 臣 }  
厚 生 労 働 大 臣 } 様